

平成23年6月定例会 原案可決・全会一致

議会案第2号

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成23年6月20日

提出者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 坂 本 弘

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県全体が極めて大きな打撃を受け、県民生活が危機的状態に陥っている。

事故収束の目途もたたず、放射能汚染問題も全県に広がり、一層深刻さを増しており、県民の生命・健康と生活に対する不安は極限状態となっている。

よって、200万県民が安心して暮らせる郷土を一日も早く取り戻すために、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 速やかに事故の収束をはかるとともに、県内全ての原子力発電所を廃炉とすること。
- 2 全県民に「被曝健康手帳」（仮称）を交付し、将来にわたって定期的な検診を行なうこと。そのために、県内に専門的な放射線医療体制を確立すること。
- 3 事故の収束に当たっている原子力発電所の作業員の健康管理に万全を期するとともに、労働環境を改善すること。
- 4 避難者の住宅・職業（雇用）・健康・子どもの教育等々、全生活を補償すること。宅地・農地・海洋・会社工場・教育施設等の放射線除去に全力を注ぎ、住民が一日も早く自宅に戻れるようにすること。
- 5 風評被害を含めて深刻な被害を受け、存亡の危機に立たされている。県内農漁業、商工業、製造業、観光業をはじめとする、全ての被害を賠償し生活を補償すること。
- 6 文部科学省が定めた学校等の校舎・校庭等の利用における放射線量の暫定基準をただちに見直すとともに、早急に福島県内の校庭・園庭の表土の撤去を国の責任で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

郡山市議会